

鳥取県告示第726号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
298	株式会社島根銀行 境支店	売りさばき 場所	境港市本町11	境港市浜ノ町122	平成21年11月24日